

伊勢市期間限定店舗設置事業業務委託プロポーザル選定要領

（目的）

第1条 この要領は、「令和7年度伊勢市期間限定店舗設置業務」を委託する者の決定にあたり、プロポーザル方式による企画提案の内容を公平かつ客観的に審査し、最適な受託者を選定するための方法について、必要な事項を定めるものである。

（選定業務）

第2条 伊勢市期間限定店舗設置事業業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、次条から第5条に定める方法により選定業務を行う。

（選定方法）

第3条 選定委員会はプロポーザル参加者の企画提案に対し、次の各号により選定を行う。

- （1）選定会議を開催し、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、受託候補者を選定する。
- （2）審査で用いる企画提案書類等は、事前に市へ提出したものと同一ものを使用する。

（順位の決定）

第4条 企画提案書等の順位は、次の各号により決定をするものとする。

- （1）各選定委員は、伊勢市期間限定店舗設置事業業務委託プロポーザル選定基準に基づき、価格評価以外の評価項目について、伊勢市期間限定店舗設置事業業務委託プロポーザル選定にかかる評価基準を用いて採点し、事務局にて採点した価格評価欄と併せて採点合計を算出する。各委員会の採点合計に基づき、算出した評価点の合計の高い順に順位をつける。ただし、m位にn者の提案が同点で並んだ場合は、次の数値を順位とする。

$$[m + (m + 1) + \cdots + [m + (n - 1)]] \div n$$

- （2）前項の順位を順位点として、順位点を集計して、数値の低いものを上位として総合順位をつける。

（受託候補者の決定）

第5条 前条により、順位が1位の者を受託候補者として選定する。なお、順位1位の者が2者以上ある場合は、その順位1位の者で価格評価点を除く採点合計により、前条の方法で順位点を集計し、最も数値の低い者を受託候補者として選定する。それでもなお差がつかない場合は、選定委員長が選定委員会に諮って決定する。